

2022年 5月13日



各 位

上 場 会 社 名 麻生フオームクリート株式会社
代 表 者 代表取締役社長 花岡 浩一
(コード番号 : 1730 東証スタンダード市場)
問合わせ先責任者 取締役人事総務部長 井上 喜博
(TEL. 044-422-2061)

「内部統制システムの基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（変更箇所は下線で示しております）。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化を図り、法令、定款、社内規程に基づき重要事項の決定ならびに業務執行状況を監視するための十分な体制を構築する。
 - ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、企業行動規範を定めるとともに、コンプライアンス研修等を継続的に実施することによりコンプライアンスの啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化をはかる。
 - ・取締役会の任意の委員会として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に係る評価及び決定プロセスの透明性並びに客観性を高める。
 - ・内部監査部門は、法令の遵守及び社内規程等への準拠性の検証を目的とした内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の業務に関わる重要文書を、文書管理規程ほか社内規程の定める方法により適切に保存し管理する。
 - ・情報の不正使用及び漏洩の防止をはかるための情報セキュリティ体制を構築する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・業務執行に係るリスクについて、社内諸規程に基づき常時それぞれの部門においてリスク管理を行い、統制すべきリスクごとに責任部署を明確にして効率的な統制活動を行う。
 - ・重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応やその速やかな収拾に向けた活動を実施する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。
 - ・取締役及び社長指名を受けた者をメンバーとする経営会議を原則毎月開催し、業務執行における重要事項について審議を行い、業務執行の円滑適正な運営をはかる。
 - ・職務分掌規程及び職務権限規程を定め、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の効率的な運営をはかるとともに責任体制を確立する。
5. 当社ならびに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、株式会社麻生を頂点とする「麻生グループ」に属しており、親会社である株式会社麻生より取締役または監査役の派遣を受ける。
 - ・麻生グループは、グループ行動基準を制定し、株式会社麻生のグループ経営委員会の中にグループリスクマネジメント委員会を設置しており、コンプライアンス上の問題についてグループ全体の相談窓口を設置している。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役は、必要に応じて、監査役の業務補助のため特定の使用人に業務を命じることができることとし、当該使用人は監査役の補助業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。

- ・ 監査役の業務補助を行う使用人を選任する場合は、取締役と監査役が協議を行い、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、人事異動等の人事権に関する事項については監査役の同意を必要とする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、または職務の執行に関する不正行為または法令・定款に違反する事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・ 監査役は、取締役会のほか重要事項を審議する会議に出席するとともに、必要に応じて業務に関し取締役及び使用人に説明を求めるものとする。
 - ・ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする。
 - ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保する。
 - ・ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、公認会計士等外部専門家を活用することができ、その費用は会社が負担する。
 8. 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・ 当社は、企業行動規範を定め、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織的に毅然とした姿勢で対応する。
 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

以上